

## 論点メモ

(社)日本化学工業協会 伊藤 洋之  
(社)日本自動車工業会 大野 英弘  
日本産業洗浄協議会 土井 潤一  
日本製紙連合会 二瓶 啓  
(社)日本建材産業協会 藤田 清臣

法規制で排出抑制を進めるべきなのは「VOCの排出量が多く、大気環境への影響も大きい施設」とされていることを踏まえ、シビルミニマムとなるような抑制的な法規制として「意見具申」で提示されている内容のうち、特に以下の点について早期に具体的な方向性を決めるべきではないか。

## 規制をすべきVOCの範囲について

- ・ 沸点が高く、揮発性の低い有機化合物において、環境中への排出量が多くなれば規制の対象とする必要はないのではないか。
- ・ 常温で気体であっても、大気との反応性が相当程度小さい有機化合物（例えばフロン類（CFC、HFC等））は、大気環境への影響が大きくないので、規制の対象とする必要はないのではないか。

## 規制をすべき施設の類型について

- ・ 自主的取組を促進する観点からも、事業者自身が判断に迷わないよう、6つの施設類型については、規制対象であるか否かが外形的に明らかとなるよう、業種・業態毎の特徴を踏まえつつ、具体的かつ明確に規定していくことが必要ではないか。
- ・ 規制の効果の社会的影響、対策実施のための技術的制約等を踏まえると、主に大企業を規制対象として想定した制度設計をすべきであり、中小企業のうち、社会的影響が小さく技術的制約の大きいものが規制対象となることがないように、施設の裾切り要件等について十分な配慮（大企業中心の業態と中小企業中心の業態とを区分した裾切り要件の設定等）が必要ではないか。

## 自主的取組を評価した法規制の在り方について

- ・ VOC排出量の平成12年度比3割削減を目標としているが、具体的な基準の策定に当たっては、平成12年度以前からも既に相当の取組を自主的に進めている事業者も存在することを評価し、過度に不公正とはならない基準づくり（例えば既に除去装置や低VOC製品の導入を相当進めていた業界に対しては、実態を踏まえた上で、

全く未対策の場合の排出量を基準に排出目標を設定する等)が重要ではないか。

- ・ 対象施設ごとの基準については、それぞれの事業の実態を無視した紋切り型のものとならないよう、個々の事業の実態を十分に反映される形で基準作りを進める(例えば業態ごとに区分した施設要件の設定等)必要があるのではないか。

#### その他

排出基準を定めるに当たっては、次のような要因も考慮すべきではないか。

- ・ 季節変動、間欠運転など変動の大きな排出実態
- ・ バックグラウンド濃度の影響(木材由来のVOC等によるもの)
- ・ 技術的制約等を踏まえた段階的な対応としての猶予期間等のあり方